

## 関税率表解説改正

新	旧
<b>第 16 部</b>	<b>第 16 部</b>
<b>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用 又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>	<b>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用 又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>
<p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.05項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>( c ) ~ ( q ) (省略)</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>( a ) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、<u>第84.87項</u>、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>( b ) (省略)</p> <p>( c ) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、<u>第84.87項</u>又は第85.48項に属する。</p> <p>3 ~ 5 (省略)</p>	<p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.04項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>( c ) ~ ( q ) (省略)</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>( a ) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、<u>第84.85項</u>、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>( b ) (省略)</p> <p>( c ) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、<u>第84.85項</u>又は第85.48項に属する。</p> <p>3 ~ 5 (省略)</p>
総 説	総 説
( ) 部の概説	( ) 部の概説
<p>( A ) ~ ( B ) (省略)</p> <p>ただし、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) 革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、繊維用のピッカー）（<u>42.05</u>）並びに毛皮製品（43.03）</p> <p>( c ) ~ ( g ) (省略)</p>	<p>( A ) ~ ( B ) (省略)</p> <p>ただし、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) 革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、繊維用のピッcker）（<u>42.04</u>）並びに毛皮製品（43.03）</p> <p>( c ) ~ ( g ) (省略)</p>
( ) 部分品 (部 注 2 )	( ) 部分品 (部 注 2 )

## 関税率表解説改正

新	旧
(省 略)	(省 略)
( A ) ~ ( F ) (省 略)	( A ) ~ ( F ) (省 略)
( G ) <u>85.19項又は85.21項の機器の部分品 (85.22)</u>	( G ) <u>85.19項から85.21項までの機器の部分品 (85.22)</u>
( H ) ~ ( IJ ) (省 略)	( H ) ~ ( IJ ) (省 略)
上記の規定は、部分品それ自体がこの部の各項 ( <u>84.87項及び85.48項を除く。</u> ) に該当する物品である場合には適用しない。これらの場合には、たとえ、特定の機械の部分品として作動するように特に設計されていても、すべて当該各項に属する。 このことは、特に次の物品に対し適用される。	上記の規定は、部分品それ自体がこの部の各項 ( <u>84.85項及び85.48項を除く。</u> ) に該当する物品である場合には適用しない。これらの場合には、たとえ、特定の機械の部分品として作動するように特に設計されていても、すべて当該各項に属する。 このことは、特に次の物品に対し適用される。
( 1 ) ~ ( 2 ) (省 略)	( 1 ) ~ ( 2 ) (省 略)
( 3 ) 持上げ用又は荷扱い用の機械 (84.25、84.26、 <u>84.28又は84.86</u> )	( 3 ) 持上げ用又は荷扱い用の機械 (84.25、84.26 <u>又は84.28</u> )
( 4 ) ~ ( 18 ) (省 略)	( 4 ) ~ ( 18 ) (省 略)
その他の部分品で部分品とは認められるが、特定の機械又はある種の機械に専ら又は主として使用されると認め難い(例えば、異なる項に該当する数種の機械に共通して使用される。)部分品は、それらが上記の規定によって除外されない限り、 <u>84.87項</u> (電気式でないもの)又は85.48項(電気式のもの)に属する。 (省 略)	その他の部分品で部分品とは認められるが、特定の機械又はある種の機械に専ら又は主として使用されると認め難い(例えば、異なる項に該当する数種の機械に共通して使用される。)部分品は、それらが上記の規定によって除外されない限り、 <u>84.85項</u> (電気式でないもの)又は85.48項(電気式のもの)に属する。 (省 略)
( ) ~ ( ) (省 略)	( ) ~ ( ) (省 略)
( ) 機能ユニット (部注 4) (省 略)	( ) 機能ユニット (部注 4) (省 略)
この部の注4に該当する機能ユニットの例は次のとおりである。	この部の注4に該当する機能ユニットの例は次のとおりである。
( 1 ) ~ ( 9 ) (省 略)	( 1 ) ~ ( 9 ) (省 略)
(削除)	
(10) <u>携帯用無線電話送信機(手持ちマイクロホンと一緒にになっているもの)</u> (85.17)	(10) <u>無線送信機(電源装置、增幅器等と一緒にになっているもの)</u> (85.25)
(11) <u>レーダー(電源装置、增幅器等と一緒にになっているもの)</u> (85.26)	(11) <u>携帯用無線電話送信機(手持ちマイクロホンと一緒にになっているもの)</u> (85.25)
(12) <u>受信機、パラボラアンテナ用反射鏡、反射鏡用制御回転装置、フィードホーン(導波管)、ポラライザー、低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター及び赤外線遠隔操作機から成る衛星テレビジョン受信システム</u> (85.28)	(12) <u>レーダー(電源装置、增幅器等と一緒にになっているもの)</u> (85.26)
(13) <u>盗難警報器(例えば、赤外線電球、光電池及びベルから成るもの)</u> (85.31)	(13) <u>受信機、パラボラアンテナ用反射鏡、反射鏡用制御回転装置、フィードホーン(導波管)、ポラライザー、低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター及び赤外線遠隔操作機から成る衛星テレビジョン受信システム</u> (85.28)
(省 略)	(省 略)
( ) ~ ( ) (省 略)	( ) ~ ( ) (省 略)

## 関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第 84 類</b> <b>原子炉、ポイラー及び機械類並びにこれらの部分品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) (省 略)</p> <p>( e ) 第85.08項の<u>真空式掃除機</u></p> <p>( f ) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項の<u>デジタルカメラ</u></p> <p>( g ) (省 略)</p> <p>2 第84.01 項から第84.24 項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項）を含まない。</p> <p>3 ~ 4 (省 略)</p> <p>5 ( A ) 第84.71 項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。</p> <p>( ) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</p> <p>( ) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれることができる。</p> <p>( ) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</p> <p>( ) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</p> <p>( B ) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。</p> <p>( C ) ( D ) 及び ( E ) の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。</p> <p>( ) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</p> <p>( ) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 84 類</b> <b>原子炉、ポイラー及び機械類並びにこれらの部分品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) (省 略)</p> <p>( e ) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項の<u>デジタルカメラ</u></p> <p>( f ) (省 略)</p> <p>2 第84.01 項から第84.24 項までに該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項までの該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項及び第84.71項参照）を含まない。</p> <p>3 ~ 4 (省 略)</p> <p>5 ( A ) 第84.71 項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。</p> <p>( a ) 次の能力を有するデジタル式機械</p> <p>( 1 ) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</p> <p>( 2 ) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれることができる。</p> <p>( 3 ) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</p> <p>( 4 ) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</p> <p>( b ) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）</p> <p>( c ) ハイブリッド式機械（デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの）</p> <p>( B ) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。（E）の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。</p> <p>( a ) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</p> <p>( b ) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( ) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる。</p> <p>自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも第84.71項に属する。</p> <p>また、( C ) ( ) 及び ( C ) ( ) の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。</p> <p>( D ) 5 ( C ) の条件を満たす場合であっても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</li> <li>( ) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）</li> <li>( ) 拡声器及びマイクロホン</li> <li>( ) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</li> <li>( ) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像器を除く。）</li> </ul> <p>( E ) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</p>	<p>( c ) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる。</p> <p>( C ) 自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。</p> <p>( D ) ( B ) ( b ) 及び ( B ) ( c ) の要件を満たすプリンター、キーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。</p>
<p>6 ~ 8 (省略)</p> <p>9 ( A ) 85類の注8 ( a ) 及び注8 ( b ) は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。</p> <p>( B ) この注及び第84.86項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。</p> <p>( C ) 第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) マスク又はレチクルの製造又は修理</li> <li>( ) 半導体デバイス又は集積回路の組立て</li> <li>( ) ボール（boule）、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し</li> </ul> <p>( D ) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は</p>	<p>( E ) データ処理以外の特定の機能を有する機械で、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</p> <p>6 ~ 8 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</u></p> <p>号注</p> <p>1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) この類の構成の概略</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 84.86項には、半導体ポール又はウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用される種類の機器及びこの類の注9(C)に特掲された機器を含む。</p> <p>(8) 84.87項には、他の項に属しない電気式でない部分品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(C) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(D) この類の二以上の項に該当する機械（注2及び注7参照） (省略)</p> <p>また、インクジェット方式の印刷機は84.24項に属する可能性があるが、実際は84.43項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(E) (省略)</p>	<p>号注</p> <p>1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(B)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(A) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) この類の構成の概略</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(7) 84.85項には、他の項に属しない電気式でない部分品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(C) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(D) この類の二以上の項に該当する機械（注2及び注7参照） (省略)</p> <p>また、インクジェット方式の印刷機は84.24項に属する可能性があるが、実際は84.43項又は84.71項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(E) (省略)</p>